

「代理店の設置等に関する基本要領」中一部改正

- 5. (1) イ、(ロ) b. を横線のとおり改める。
  - b. 当該金融機関につき、法令により流動性に係る規制（流動性カバレッジ比率規制および安定調達比率規制をいう。以下同じ。）の適用を受ける場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。